

玉川小学校「学校安心ルール」

<基本的な考え方>

- 玉川小学校「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的とし、一人ひとりの社会性をよりいっそう伸ばすことを願って大阪市教育委員会が発表している「学校安心ルール」をカスタマイズしたものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）構築」をめざします。
- 学校等が行う対応については、問題となる行動をとっている児童が、そのような行動を繰り返さないために行う教育であり、懲罰ではありません。そのため、第2段階以上の対応の具体については、当該児童の保護者と協議を行い、状況に応じた対応を行います。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で状況に合わせて対応することがあります。
- ※「個別指導教室」とは生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等が一層丁寧な立ち直り支援を行う場所です。
- ※子どもの問題となる行動が見られるときは、下記の段階や違法行為の有無に関わらず、常に大阪市教育委員会事務局と連携し、その対応について協議いたします。
- ※特別な支援や配慮等を必要とする児童には、合理的配慮による個に応じた対応を図るため、このルールの適用はございません。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・今持っている力で勉強する 			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・必要なない物を持ってくる。 	<p>学校での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずしっかりと子どもの話を聞く ・その場で指導を行う ・状況に応じ家庭連絡(家庭訪問) ・個別指導(自己を振り返る活動)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・物を隠す、とる 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする ・金銭や物品等のやりとりをする 	<p>学校と家庭が連携した対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話を傾聴し、指導助言を行う ・児童の対応後、家庭連絡(家庭訪問) ・複数の教職員による個別指導 ・自己を振り返る活動(本人) ・自己を振り返る活動(学校・家庭)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<p>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に触れる行為</p>	<p>学校・家庭・関係機関が連携した対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話を傾聴し、指導助言を行う ・家庭連絡(家庭訪問) ・校内別室にて個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター等)と連携し、学校内外で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室(校外施設)を活用した指導

「学校安心ルール」(大阪市教育委員会スタンダードモデル)

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束こと		<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・人に親切にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強する
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<p style="background-color: #cccccc; color: black; padding: 5px;">万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>				

<福島区内小中学校での共通理解>

※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。

※児童・生徒一人ひとりの実態をふまえ、事象の背景を十分に把握し、家庭や関係機関との連携を進め、児童・生徒の指導にあたります。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、丁寧な立ち直り支援を行う場所です。